

受総人第231号

## 決 定 書

異議申立人 宮部 龍彦

保有行政文書の部分開示決定処分に対し、異議申立人が平成23年7月3日付けで提起した異議申立てについて、鳥取市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の答申を得て、次のとおり決定する。

### 主 文

本件異議申立てを棄却する

### 理 由

鳥取市は、本件異議申立てに対し、審査会の答申に基づき審査を行った結果、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第47条第2項の規定を適用し、主文のとおり決定する。決定の理由は答申における審査会の判断と同様であるので、答申の写しをここに添付する。

平成24年3月22日

鳥取市長 竹内 功



（添付書類）

「鳥取市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）」（写し）1部

（教示）

異議申立てに係る処分又はこの決定の取消しの訴えは、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、提起することができます。

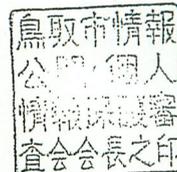
また、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると処分又は決定の取消しの訴えを提起することはできなくなります。



鳥情審答申第 14 号  
平成 24 年 2 月 15 日

鳥取市長 竹内 功 様

鳥取市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 松本 啓介



鳥取市情報公開条例第 18 条第 1 項の規定に基づく諮問について (答申)

平成 23 年 8 月 31 日付け発総人第 103 号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成 23 年 6 月 21 日付け受総人第 68 号についての部分開示決定に対する異議申立てについての諮問

[連絡先]

〒680-8571 鳥取市尚徳町 116 番地  
鳥取市市役所総務部総務課内  
鳥取市情報公開・個人情報保護審査会事務局  
電話 0857-20-3104

鳥取市情報公開・個人情報保護審査会

(答申第14号)

平成24年2月15日

## 第1 審査会の結論

鳥取市長（以下「実施機関」という。）が異議申立人の開示請求に対して平成23年6月21日付けで行った部分開示決定処分（以下「本件処分」という。）は妥当である。

## 第2 経過

- 1 異議申立人は平成23年6月3日付けで鳥取市情報公開条例（以下、「条例」という。）第6条第1項に基づき、次のとおり開示請求を行った。  
「合併特例債により行われた同和地区環境整備事業の内容、対象地域、予算が分かる文書」
- 2 これに対して実施機関は、対象文書として「平成23年度一般単独（合併特例）事業起債計画書（以下、「本件文書」という。）」を特定し、平成23年6月21日付けで対象地域が特定できる部分（工事名の一部）を不開示とする本件処分を行った。
- 3 これに対して異議申立人は、平成23年7月3日付けで異議申し立てを行った。

## 第3 異議申立ての内容

- 1 異議申立ての趣旨  
本件処分を取消し、本件文書の全部開示を求める。
- 2 異議申立ての理由
  - (1) 工事の行われた児童館名、市道名が不開示とされたが、これらは市の他の文書によっても確認できる一般的な公共工事であり、工事の時期と予算額からそれぞれ西品治児童館、市道国安11号線であることが容易に分かり、条例第7条第2号ただし書きア「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。
  - (2) 不開示とすることで、逆に当該児童館、市道が同和地区の名前を冠していることを明らかにしており、「対象地域が特定されると、同和地区が推測される」とした不開示処分の理由説明と矛盾している。
  - (3) 地名を不開示としたことは、個人の利益を保護するためではなく、単に同和地区の場所は秘密にするという前例踏襲を守り、説明責任を回避するためのもので不当である。

## 第4 実施機関の説明

- 1 鳥取市における同和問題の現状  
鳥取市では、「同和対策事業特別措置法」等の特別措置法に基づいて同和地区指定を行い、住環境整備等の事業を実施してきた。また、「鳥取市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例」、これを改正して平成

23年4月1日から施行された「鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり条例」に基づき、同和問題の解決に向けて各種施策を積極的に取り組んでおり、あわせて、市民の差別意識の解消を図るため、さまざまな啓発活動を実施しているところである。

しかし、戸籍不正取得事件をはじめ、平成22年度から同和問題に関する差別落書き及び同和地区該当地の問い合わせ事件が連続して発生している状況にあり、差別意識の解消が十分に進んでいないと思われる。

## 2 不開示の理由

- (1) 前述のような状況において、特別措置法に基づく本市の同和地区と推測される対象地域を公表することは、差別を助長するおそれがあり、公にすることはできないものとする。
- (2) 本件の開示請求は、「同和地区環境整備事業」に特定されており、本文書の対象地域が同和地区と推測されることとなり、その結果として、その地域の住民や出身者が差別を受けるおそれがあり、また個人の権利利益を害するおそれがある。
- (3) また、市の他の文書で確認できる工事は、単に事業名を公にしているものであり、同和地区名を公にしているものでない。このため、条例第7条第2号ただし書きアには該当しない。

## 第5 審査会の判断

### 1 条例第7条第2号ただし書きア該当性

- (1) 異議申立人は、本件の不開示情報は条例第7条第2号ただし書きアに該当するため、開示すべきである旨主張するので、この点について検討する。
- (2) 条例第7条第2号ただし書きアは、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については、個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であっても開示しなければならないことを規定している。
- (3) 異議申立人は、鳥取市のホームページ等で得られる情報の中から、工事の時期、予算額等により施設名、道路名が容易に分かると主張する。  
しかし、それは開示された情報を元に他の情報と照合することで特定の施設名、道路名を推測できたというだけのことであり、この推測が正しいとしても、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている」ものではなく、条例第7条第2号ただし書きアに該当しているとはいえない。

### 2 条例第7条第2号本文該当性

- (1) 異議申立人は、本件の不開示情報が条例第7条第2号本文に該当する

か否かについて特に意見していないが、この点についても検討しておく。

- (2) 本件文書に記載されている施設名及び市道名が開示された場合でも、対象地域が「同和地区である、あるいは同和地区ではない」ということを公にするものではないが、本件開示請求が「同和地区環境整備事業の内容、対象地域、予算が分かる文書」であることから、これを開示すると対象地域が同和地区であると推測されることとなる。
- (3) 実施機関の説明によると、本市における差別意識の解消は十分に進んでいるとはいえ、このような現状において、本件不開示情報を開示した場合、同和地区であると推測された地域の住民が不当な差別を受け、正当な権利・利益を害されるおそれは否定できない。
- (4) 本件不開示情報が同号ただし書きアに該当しないことは上記のとおりであり、また「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」(同号ただし書きイ)に当たらないことは明らかであるから、本件不開示情報は条例第7条第2号本文に該当する。

3 したがって、実施機関の行った本件処分は妥当である。

#### 第6 附帯意見

本件処分は、工事名の内、具体的な町名部分のみを不開示としているが、異議申立人によると容易に施設名及び市道名が特定できるとのことである。この特定が正しいとしても、誤りであるとしても、特定された地域の住民にとって不利益となる可能性は否定できない。

部分開示を行う場合には、既に公表されている情報等を踏まえ、不開示とした情報を推測されないよう開示方法に細心の注意を払うよう実施機関に対して要請する。

#### 《参考》

##### 審査会の経過

年 月 日	概 要
平成23年 8月31日	実施機関が諮問書を提出
平成23年10月13日	諮問の報告、受理
平成23年10月18日	実施機関から不開示等理由説明書を受理
平成23年12月 9日	審議
平成24年 2月 9日	審議
平成24年 2月15日	答申